

障害者安心緊急支援事業（緊急ショート）

◆対象者

1 宇部市に住所を有する 65歳未満の在宅の障害者（児）

※65歳以上は介護保険優先とし、高齢者施策での対応とする

2 本人の主たる介護者が疾病等の理由で、介護を求めることができる親族等がない場合

3 対象としないケース

①区分認定を持っている方（児童であれば、短期入所の支給決定のある方）

・介護給付の短期入所での対応とする。また、利用希望時には区分認定を持っていないくても、市に介護給付費の支給申請を同時に行い、区分認定を受けていただく。

②医療ケアが必要等受け入れの困難な方

◆実施事業者

・市内事業者と市が委託契約を締結。「1日あたり 8,510円」のベッド確保料での契約。

◆1回の利用時間

・緊急ショートは7日以内を原則とし、最大で14日まで利用可能とする

◆利用方法

・利用希望者は、直接事業所に連絡する。緊急ショート利用中に事業所から市に連絡し、その後の調整は市が行う。

◆その他

・利用者の情報については、可能な限り市から事業者を提供する。事前登録はしない。